

(1) 納入金一覧

種 別	年 額	前期(入学時)		後 期		納入方法等
		金 額	納 期	金 額	納 期	
授業料	円 234,600	円 117,300	4月1日～ 4月30日	円 117,300	10月1日～ 10月30日	口座振替
寄宿料	複数人室 8,400	月額 700	毎月末 ただし、8・9月分は 夏季休業前まで。			(4月から2月 の毎月26日)

種 別	年 額	納入金額等		備 考	納入方法等	
		金 額	納 期			
そ の 他 の 納 入 金	※学生傷害 補償制度掛金	円 10,000	円 10,000	4月	(入学時のみ)	銀行振込
	後援会入会金	10,000	10,000	4月	(入学時のみ)	口座振替
	後援会費	17,000	17,000	4月	年額	
	入寮金	1,000	1,000	入寮のとき	(4月又は入寮のとき)	
	寮費	留学生 66,000 72,000	月額 6,000	4月	(留学生を除き9月分は不要)	
	寮生会費	2,000	2,000	4月	(4月又は入寮のとき)	
給食費	食事材料費 1日 720 (朝170、昼260、夕290) 給食に関する諸経費 1ヵ月 6,825	1ヵ月分の材料費に諸経費を加えた金額(税込み)				自動引落し (毎月26日) 支払先 給食委託 業者

※印は本校から送付する通知により、入学料と共に銀行振込で納付すること。

※在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(2) 授業料免除制度

1. 授業料免除について

授業料の免除は、年度を前期（4月～9月）及び後期（10月～翌年3月）に分け、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度です。詳細については、学生課学生・就学係に相談してください。

1. 免除対象者

授業料は、前期分は4月に、後期分は10月に納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当する者は、授業料の免除を受けることができます。各期（前期・後期）毎に申請を受け付けます。

- ① 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ② 授業料の納付期限前6ヶ月以内（新生生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
- ③ 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

2. 免除の申請手続

免除の申請を希望する学生に対し、説明会（学級担任及び掲示により通知）を実施します。

申請者は、予定の必要書類に事項を記入し、関係書類を添えて「提出期限」に示された期間内に学生・就学係に提出してください。

3. 免除の許可・不許可の決定

免除の許可・不許可は、選考のうえ決定し、その結果を本人及び保証人に通知します。

免除を申請した者は、許可・不許可が決定するまで、授業料の徴収が猶予されません。

選考の結果、不許可の者は全額を、半額免除となった者はその残額を、指定する期限内に納付して下さい。納付を怠った場合は除籍となりますので、注意してください。

4. その他

特別な事情があると認められるときは、月割分納・徴収猶予を許可することがあります。詳細は学生・就学係に相談してください。

(3) 奨学金制度

学生に対する育英奨学事業は、日本学生支援機構、地方公共団体、公益法人、学校法人などが行っております。日本学生支援機構奨学制度は、募集時期に説明会を開催します。

また、地方公共団体、公益法人、学校法人の奨学制度につきましては、学生・就学係へお問い合わせください。

1. 日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、人物、学業成績が優秀でありながら経済的な理由により修学が困難な学生に対し、第一種奨学金（無利子：1～5年生）及び第二種奨学金（有利子：4、5年生のみ）で貸与される制度です。

(1) 奨学生の採用手続

奨学金の貸与を受けるための手続等は、次のとおりです。

- ① 奨学金の貸与を希望する学生に、貸与を受けるための手続等の説明会（学級担任及び掲示により通知）を開催します。
- ② 奨学金の貸与を希望する学生は校長（学生・就学係）に願書を提出します。
- ③ 出願者の中から適格者（日本学生支援機構の推薦基準に合致する者）を選考し、日本学生支援機構に推薦します。
- ④ 日本学生支援機構は推薦を受けた出願者について、学業成績、家計の収入等を審査し採用を決定します。
- ⑤ 採用決定の結果を保護者へ通知します。
- ⑥ 奨学金が、毎月、奨学生の預金口座に振り込まれます。

(2) 奨学生の推薦基準

- ① 学業成績
 - ・ 1学年1次採用（4月） 中学の成績 3.5以上
 - ・ 2学年以上（1学年2次採用含む） 成績指数が属する学科の人員の60%以内の者。

詳しいことは、学生・就学係にお問い合わせください。

② 家計収入

家族構成により異なりますので学生・就学係にお問い合わせください。

(3) 奨学金の貸与月額（第一種）

入学年度	学年	自宅	自宅外
2007～2009 (平成19～21)	1～3	10,000	10,000
		21,000 のいずれか選択	22,500 のいずれか選択
2005～2006 (平成17～18)	4～5	30,000	30,000
		45,000 のいずれか選択	51,000 のいずれか選択

(4) 入学料免除及び徴収猶予、授業料免除及び

徴収猶予並びに寄宿料免除規則 (抜粋)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宇部工業高等専門学校学則に基づく入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予(月割分納を含む。以下同じ。)並びに寄宿料免除の取扱いに関しては、この規則の定めるところによる。

第2章 入学料の免除及び徴収猶予(略)

第3章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第7条 本校の学生(聴講生、科目等履修生及び研究生等を除く。以下同じ。)で経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、本人の申請に基づき選考委員会の議を経て、各期の授業料の全額又は半額を免除する。

(免除の手続)

第8条 前条に該当する者で免除を受けようとする者は、所定の免除申請書に保証人が連署し、次の書類を付して、第9条に規定する提出期限までに校長に提出するものとする。

(1) 本人又は保証人の居住地の市町村長の証明書

(2) 学資負担者が疾病のため勤労にたえない場合は、医師の診断書

2 前項に定める書類のほか、必要に応じ、源泉徴収票、所轄税務署の証明書等の提出を求めることがある。

(申請書の提出期限)

第9条 前条の免除申請書は、年度を2期に分けそれぞれの期日までに提出するものとする。

前期 3月15日から3月31日まで

後期 9月15日から9月30日まで

(免除の額)

第10条 第7条及び第13条に規定する授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(休学の場合)

第11条 休学の許可をした場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料の全額を免除する。

(死亡又は行方不明の場合)

第12条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することがある。

(災害等の場合)

第13条 授業料の各期ごとの納期6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本校学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき災害等の発生した翌期に納付すべき授業料を免除することがある。ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前である場合においては、当該期の授業料についても免除することがある。

2 前項の申請には、学資負担者が死亡した場合は同一世帯員の住民票の写し、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、関係罹災証明書を添付しなければならない。

（授業料未納により退学を命じた場合）

第14条 授業料の未納を理由として退学を命じた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

（徴収猶予中の退学の場合）

第15条 授業料の徴収猶予を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

（免除審査）

第16条 校長は、第7条及び第13条の規定による授業料免除の申請があった場合は、選考委員会の議を経て、結果を本人及び保証人に通知する。

（許可の取消）

第17条 第7条及び第13条に規定する授業料免除の許可を得た者で、次の各号の一に該当したときは、許可を取消することができる。

- (1) 免除の申請について虚偽の事実が判明したとき。
- (2) 免除の事由が消滅したとき。

第4章 寄宿料の免除

（死亡又は行方不明の場合）

第18条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

（災害の場合）

第19条 本校の学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき災害当月の翌月から6月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することがある。

2 前項の申請には、関係罹災証明書を添付しなければならない。

（授業料未納により退学を命じた場合）

第20条 授業料の未納を理由として退学を命じた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

（免除審査）

第21条 第16条の規定は、第19条による寄宿料の免除にこれを準用する。

第5章 授業料の徴収猶予

（猶予の資格）

第22条 本校学生で次の各号の一に該当する場合は、本人（第2号の場合は保証人）の申請に基づき授業料の徴収猶予を許可することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 本人又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合
(猶予の手続)

第23条 前条の許可を受けようとする者は、所定の猶予申請書に保証人が連署して、前期分については、3月31日までに、後期分については、9月30日までに校長に提出するものとする。

(猶予の許可期限)

第24条 猶予の期限は、前期分は9月末限りとし、後期分は2月末日限りとする。
(月割分納)

第25条 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することがある。

- 2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月当月分を20日までに納付するものとする。ただし、休業中の分は、その休業開始前に納付しなければならない。

(許可の取消)

第26条 徴収猶予を許可された者で、許可の決定後猶予の理由が消滅したものについては、授業料免除の場合の手続きに準じ許可を取り消す。

(徴収猶予審査)

第27条 第16条の規定は、授業料の徴収猶予にこれを準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。